

建築部からのお知らせ

・平成31年4月から、組織改正により建築部の業務の一部を東部県民センター（出雲事務所）に移管しました。

これに伴い、建築物に関する業務は、それぞれ以下の部署が担当します。

なお、受付窓口は、いずれも同一場所で、出雲合同庁舎2階です。

東部県民センター 出雲事務所 建築課

■県有建物の工事関係（営繕行政）

- ・県有建物等の設計及び工事に関する事（入札・契約・支払いに関する事）を含む。）

※なお、各種様式等については、総務部営繕課のHPをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/eizen/>

出雲県土整備事務所 建築部 建築課

■建築物に関する法律関係（建築指導行政）※これまでと変更ありません。

- ・建築士及び建築士事務所に関する事
- ・宅地建物取引業法に関する事

※なお、各種様式等については、土木部建築住宅課のHPをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/laws/>